

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第255号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者住所
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者氏名
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第256号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第257号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成26年4月25日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
株式会社グレース	伊那市東春近207	伊那市荒井3670-1 株式会社グレース ファミリーマートJ Aいな店

会計課



公告

県営野田沢入地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営野田沢入地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成26年5月9日から平成26年6月5日まで
- 3 縦覧の場所
東筑摩郡麻績村役場

農地整備課

公告

県営神川左岸地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営神川左岸地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成26年5月9日から6月5日まで
- 3 縦覧の場所
上田市役所及び東御市役所

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般- 23第 21851号	有限会社宮下工建	宮下 勲	諏訪市大字豊田2590-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工事業）の取消し	平成26年2月4日	平成26年1月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 22第 8952号	芸石工業	柳沢 正	岡谷市長地源2-7-29	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木事業、とび・土工事業、石工事業及び装工事業）の取消し	平成26年2月7日	平成26年2月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 23第 18562号	ハタミ建設株式会社	林 静男	須坂市大字日滝字虫送3614-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成26年2月12日	平成26年2月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 22第 17888号	株式会社馬場金物店	馬場 則好	上田市下塩尻834-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（鋼構造物工事業、板金工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成26年2月13日	平成26年2月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 25第 23446号	金子土建株式会社	金子 道雄	木曾郡大桑村大字長野2991-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業及び造園工事業）の取消し	平成26年2月17日	平成26年1月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 24第 22065号	有限会社住岡産業	小松 久	塩尻市大字上西条121-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	平成26年2月17日	平成26年2月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 24第 18642号	株式会社奈川設備	高橋 忠夫	松本市奈川3901-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成26年2月18日	平成26年1月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 21第 21157号	有限会社丸築土建	米山 悦子	長野市篠ノ井岡田201-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木事業、建築工事業及びとび・土工事業）の取消し	平成26年2月24日	平成26年2月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 20第 21692号	株式会社泰斗設備工業	坂野 貴彦	長野市叫越2-44-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成26年2月24日	平成26年2月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般- 24第 1055号	株式会社森泉工務店	棚澤 元春	佐久市岩村田1109-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成26年2月25日	平成26年2月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 22第 23978号	森勝建築工業	森泉 勝義	佐久市安原1424-110	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成26年2月25日	平成26年1月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 21第 23845号	井出電設	井出 橋栄	南佐久郡北相木村3285	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成26年2月26日	平成26年1月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 24第 1948号	阿智工務店株式会社	塚田 宏子	下伊那郡阿智村大字駒場428-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成26年2月25日	平成26年1月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 21第 3784号	竹村建築所	竹村 浩	下伊那郡豊丘村大字河野8002	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成26年2月27日	平成26年1月16日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 24第 23219号	有限会社須坂アルミ建材	伊東 忠三	須崎市大字小河原1697-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成26年2月26日	平成26年2月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 23第 13766号	有限会社カネキ青山建築	青山 清	松本市大字島立2476	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成26年2月27日	平成26年2月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特- 24第 23349号	三矢工業株式会社	橋詰 正清	北佐久郡立科町大字芦田2000-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成26年2月27日	平成26年2月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 20第 23669号	中部鉄建株式会社	伊藤 健一	上伊那郡箕輪町大字中箕輪8875-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成26年3月3日	平成26年2月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般- 23第 24176号	株式会社郷原興業	百瀬 慎一郎	松本市大字寿豊丘943-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成26年3月4日	平成26年2月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特- 21第 3025号	株式会社井出工業	井出 睦雄	佐久市志賀3704	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成26年3月6日	平成26年2月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 22第 8834号	有限会社伴野設備工業	伴野 幸男	佐久市跡部17	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成26年3月6日	平成26年2月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 25第 22323号	南信機材	伊藤 武彦	飯田市毛賀1602-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成26年3月10日	平成26年2月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 23第 16677号	有限会社南井産業	近藤 友里	飯田市下久堅下虎岩430	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成26年3月13日	平成26年2月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 22第 1850号	聖建設株式会社	栗原 義廣	東筑摩郡麻績村麻4120-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成26年3月12日	平成26年3月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特- 22第 13759号	富士建設株式会社	中沢 栄一	千曲市大字屋代1434	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(防水工事業)の取消し	平成26年3月13日	平成26年3月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 25第 78号	株式会社信和建設	前田 賢三	諏訪市大字豊田370-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成26年3月18日	平成26年3月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般- 24第 24462号	大信工業株式会社	小澤 信一	松本市寿北9-1-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成26年 3月18日	平成26年3月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特- 24第 24462号	大信工業株式会社	小澤 信一	松本市寿北9-1-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成26年 3月18日	平成26年3月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 22第 24107号	株式会社イームズ	知念 順一	上田市中央4-13-21	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成26年 3月20日	平成26年3月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 23第 9824号	中野空調株式会社	阿部 光宏	中野市大字江部字田中1269-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び板金工事業)の取消し	平成26年 3月20日	平成26年3月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 23第 7475号	上田住宅株式会社	齊藤 亘	上田市住吉1203-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成26年 3月20日	平成26年3月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 21第 20932号	株式会社小宮山建築設計事務所	小宮山 知良	上田市下丸子285-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成26年 3月20日	平成26年3月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 23第 13741号	石井電工	石井 久男	北佐久郡軽井沢町大字長倉2929-20	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成26年 3月26日	平成26年3月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般- 21第 23750号	株式会社あき工房	宮下 剛徳	下伊那郡喬木村859-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成26年 3月26日	平成26年3月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特- 21第 6425号	コンテックナガイ株式会社	中山 雄介	飯田市上郷別府3344-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	平成26年 3月26日	平成26年3月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般- 21第 23792号	有限会社リ・テリア	善生 國男	飯田市北方56- 1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成26年3月31日	平成26年3月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
---------------	-----------	-------	------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	-----------------------------------------------------------------

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成26年5月11日に開催を予定していた飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成26年5月10日に開催を予定していた松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

長野市安茂里小市土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年5月8日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

理事

新任

氏名	住所
徳永保友	長野市安茂里小市3丁目46番地8
荒井学	長野市安茂里小市3丁目10番地17

大日方 満紀子	長野市安茂里小市1丁目31番地35
関 間 武 子	長野市安茂里小市2丁目17番地16
塚 田 修 一	長野市安茂里小市4丁目5番地41

重任

氏名	住所
小林 清	長野市安茂里小市3丁目51番地8
長 田 澄 子	長野市安茂里小市1丁目30番地28

退任

氏名	住所
塚 田 有 一	長野市安茂里小市1丁目38番地24
徳 永 俊 和	長野市安茂里小市3丁目49番地28
岡 村 豊	長野市安茂里小市3丁目51番地8
松 坂 明	長野市安茂里小市2丁目26番地53
徳 永 信 也	長野市安茂里小市4丁目4番地3

監事

新任

氏名	住所
小林 新一	長野市安茂里小市4丁目8番地13
寺 島 邦 夫	長野市安茂里小市3丁目33番地18

退任

氏名	住所
丸 山 和 雄	長野市安茂里小市3丁目8番地13
塚 田 貞 行	長野市安茂里小市3丁目35番地27

農地整備課

公告

埴科郡坂城町上沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年5月8日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

理事

新任

氏名	住所
柳 沢 謙 樹	埴科郡坂城町大字坂城7150番地2

退任

氏名 住所

滝沢 恵一 埴科郡坂城町大字坂城7197番地1

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月8日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県短期大学機械警備及び巡回警備業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成26年6月1日から平成29年5月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書を同公安委員会に提出した者であること。

(6) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書を長野県公安委員会に提出した者であること。

(7) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(8) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の警備業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学事務局総務課

電話 026 (234) 1221

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年5月21日（水） 午前10時30分

イ 場所 長野県短期大学付属図書館1階セミナー室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月15日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県短期大学長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立大学設立準備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月8日

長野県飯田高等学校長 西 條 浩 章

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
仮設プレハブ校舎 一式
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 借入期間
平成26年10月1日から平成28年2月28日まで
- (4) 借入場所
飯田市上郷黒田450
長野県飯田高等学校
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のいずれにも該当する者であることとします。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - イ 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - ウ 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - オ 過去に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - カ 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (2) 上記(1)のイに定める資格の審査の申請の時期及び場所
 - ア 時期 随時
 - イ 場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課
電話 026 (235) 7079
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
飯田市上郷黒田450
長野県飯田高等学校
電話 0265 (22) 4500
- 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成26年6月18日（水）午前10時
 - イ 場所 長野県飯田高等学校 大会議室
- (3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所
 - ア 日時 平成26年6月17日（火）午後5時
 - イ 場所 飯田市上郷黒田450
（郵便番号 395-0004）
長野県飯田高等学校
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる資格を有することを証する書類を平成26年6月11日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、上記(2)の開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札心得及び仕様書によります。
- 6 Summary
 - (1) Nature of the product to be leased:
1 set of temporary prefabricated school building
 - (2) Lease duration:
From October 1, 2014 until February 28, 2016
 - (3) Delivery place:
Nagano Prefectural Iida Senior High School
 - (4) Contact place for information about the tender:
Description/conditions and other inquiries:
Nagano Prefectural Iida Senior High School
450 Kamisato Kuroda, Iida City, Nagano Prefecture,
JAPAN
TEL +81-265-22-4500 (Japanese only)
 - (5) Time and place for the bid tendering and opening:
Time: 10:00 AM, June 18, 2014
Place: Large Conference Room, Nagano Prefectural
Iida Senior High School

(6) Time limit for the tender by mail and the mailing address
Time: 5:00 PM, June 17, 2014
Place: Nagano Prefectural Iida Senior High School
450 Kamisato Kuroda, Iida City, Nagano Prefecture,
JAPAN
(Postal code 395-0004)

高校教育課